

## 第III部 基本構想

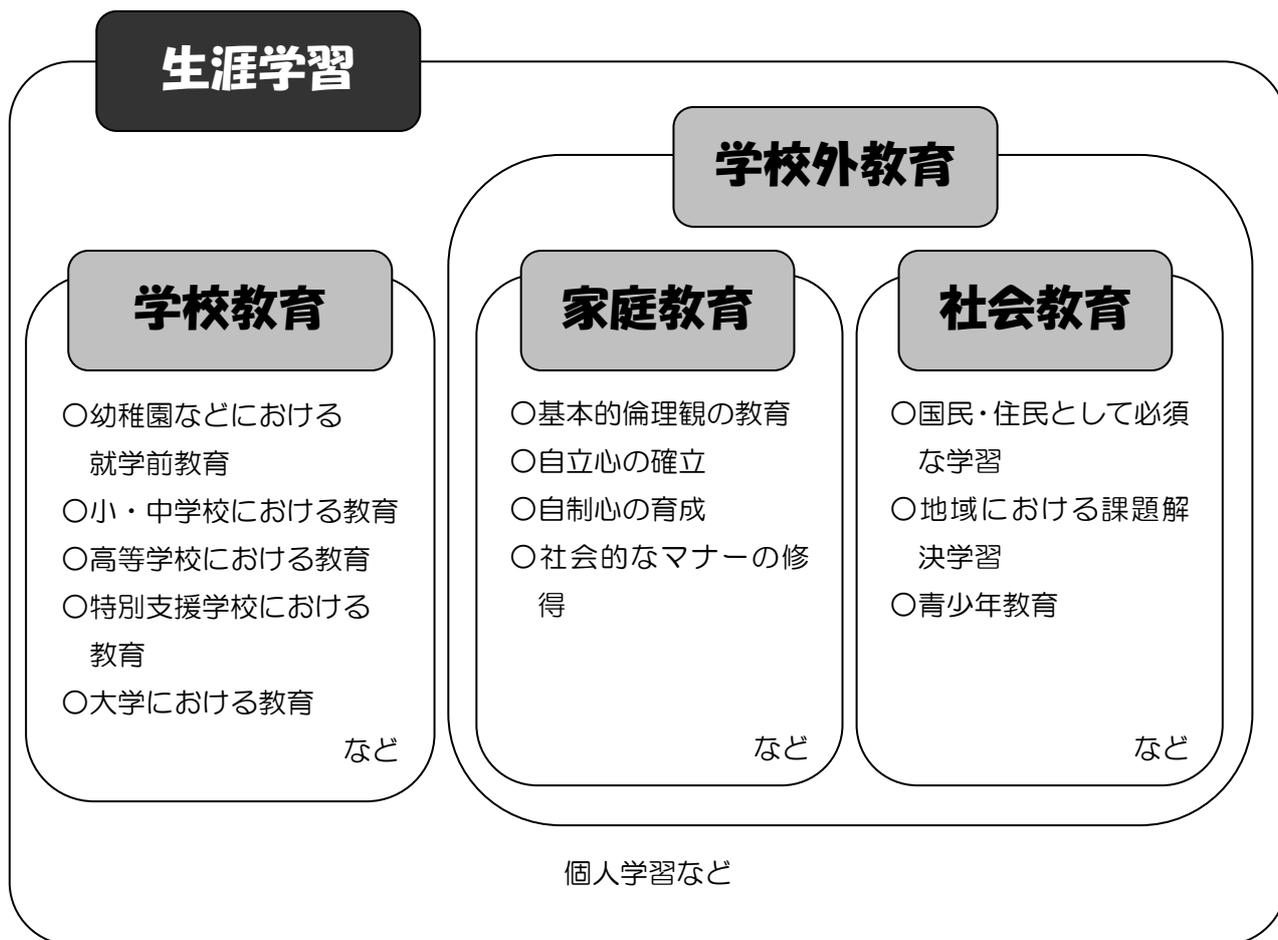
---

## 第Ⅲ部 基本構想

### I 生涯学習とは

【生涯学習と学校教育，社会教育，家庭教育の関係】

各個人が行う組織的でない学習（自学自習）のみならず，市民一人ひとりがその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動が生涯学習です。



※社会教育…社会教育法第2条において、「学校教育法に基き，学校教育課程として行われる教育活動を除き，主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されています。

※家庭教育…国の今後の家庭教育支援の充実についての懇談会の報告において、「家庭教育は，親や，これに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで，すべての教育の出発点であり，家庭は常に子どもの心の拠り所となるものです。」と定義されています。

## II 基本的目標

# ～日常をより豊かにするために～

本市では、日常をより豊かにするため、「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できることを目的に生涯学習の推進を図ります。そして、活動で得た学習成果を、まちづくりに活かすための社会参加を促進し、生涯学習を推進します。

## III 基本方針

本市では、上記の基本的目標の実現を目指し、次のことを主眼に生涯学習を推進します。

### 1. まちづくりのための生涯学習の推進

まちづくりの一環として生涯学習を捉え、地域を学ぶ機会や地域の情報を提供し、地域社会が一体となって地域の課題などに取り組むことができるよう支援を行います。そして、まちづくりを市民と行政が協働で行うことができるよう市民参画の推進を図ります。

### 2. 学習機会の充実

より多くの人々が学習や活動に参加できるよう、イベントなどを通じた学習意欲の喚起や学習情報の提供、相談体制の充実を図ります。

また、「いつでも、どこでも、だれでも」学習や活動に参加できるよう、子育てをされている人や介護者、繁忙者などへの配慮を進めていくとともに、自宅における学習活動など多様な学習形態への支援を行います。

### 3. 学習支援体制の整備充実

生涯学習は、市民の自発的意思によって主体的に学習活動するものですが、全市・全庁的に推進するためには啓発活動や学習施設の整備、学習情報の提供・相談体制、グループ・サークルの育成、支援などの学習支援体制の充実を図ります。

#### 4. 生涯学習指導者・ボランティアの育成

ボランティア活動に参加することは、自らの生活を豊かにするとともに、地域においては、知恵の伝承、世代間交流、子どもや高齢者の見守りなど地域社会に対する貢献にもつながります。ボランティア活動がさらに活性化するように、生涯学習ボランティア、グループ・サークルの育成を図ります。

#### 5. 学習成果の発表と活用

学習支援者の確保・育成を進めるとともに、学習成果を発表・発揮する機会の充実を図ります。

また、学習や活動を通して得られた知識・技術などを適切に評価・活用することにより、その成果が本市の生涯学習に還元される循環型生涯学習社会の構築を進めます。

#### 6. 文化・スポーツ活動に対する支援の充実

市民の文化・スポーツ活動の振興を目指し、文化活動の充実、伝統文化・歴史の保存・継承、生涯スポーツの振興、地域活動の促進などに取り組みます。